

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 小川電気工事株式会社
代表者及び住所 三重県名張市桔梗が丘4番町4-18
代表取締役 小川 和秀
2. 指名停止措置期間 : 令和6年3月1日から令和6年4月30日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 小川電気工事株式会社の元取締役は、三重県名張市が発注した電気工事の業者選定を巡り、便宜を図ってもらった見返りとして同市営繕住宅室長にゴルフクラブを渡したとして、令和5年2月15日、贈賄容疑で三重県警に逮捕された。
5. 指名停止措置理由 : 小川電気工事株式会社の元取締役が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号ロ(贈賄)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(贈賄)

3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等
ロ 一般役員等
ハ 使用人

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 磯川 健一 (内線 2512)